

事務連絡  
令和2年12月24日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずる必要があります。一方、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザとCOVID-19を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。このような状況を踏まえ、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県におかれては、発熱患者等の診療又は検査可能な診療・検査医療機関の指定を行っていただいていたところです。

また、帰国者・接触者外来等において感染が疑われる患者に対して処方箋を交付する場合の留意事項については、「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」（令和2年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下5月26日付け事務連絡）により、事務連絡を発出しております。

今般の感染状況等を踏まえ診療・検査医療機関等から感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合についても、引き続き5月26日付け事務連絡の留意事項に従って御対応いただきますよう、貴管下の医療機関、薬局等に周知をお願いします。